

(社) 鶴岡青年会議所定款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

この法人は、社団法人鶴岡青年会議所(Tsuruoka Junior Chamber) (以下「本会議所」という) という。

第 2 条 (事務所)

本会議所は、事務所を山形県鶴岡市に置く。

第 3 条 (目 的)

本会議所は、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と、平和に寄与することを目的とする。

第 4 条 (運営の原則)

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業は行わない。

2. 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

第 5 条 (事 業)

本会議所は、第 3 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会、文化に関する研究並びにその改善発展に資する事業
- (2) 指導者訓練を基調とした修練並びに社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業
- (3) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を図る事業
- (4) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第 6 条 (事業年度)

本会議所の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年12月31日に終わる。

第 2 章 会 員

第 7 条 (会 員)

本会議所の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 鶴岡市及びその周辺の地域に居住又は勤務する20歳以上40歳未満（以下「制限年齢」という）の品格のある青年で、本会議所の目的に賛同し、入会した者。
ただし、年度中に40歳に達した場合は、その年度内は正会員の資格を有する。
- (2) 特別会員 制限年齢の年度末まで正会員であった者で、理事会の承認を得た者。
- (3) 賛助会員 本会議所の目的に賛同し、その事業の発展を助成す

ることを望む個人及び法人又は団体で、理事会の承認を得た者。

第 8 条 (会員の権利)

正会員は、この定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に共有する。

第 9 条 (会員の義務)

会員は、定款その他の規定を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

第10条 (会費等の納入義務)

会員は、入会に際しては入会金を納入し、毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

第11条 (入 会)

会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第12条 (会員の資格の喪失)

会員は、次の事由により、その資格を失う。

- (1) 退 会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産又は禁治産もしくは、準禁治産の宣告。
- (4) 除 名

第13条 (退 会)

本会議所を退会しようとする会員は、その年度の会費を納入して、理事長に退会届を提出しなければならない。

第14条 (除 名)

会員が次の各号の一つに該当するときは、総会において正会員現在数の 4 分の 3 以上の議決を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 本会議所の会員としての義務に違反したとき。
- (3) その他、会員として適当でないと認められたとき。

2. 前項各号の規定により会員を除名しようとするときは、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第15条 (掲出品の不返還)

退会又は除名された会員が、既に納入した会費、その掲出金品は、これを返還しない。

第 3 章 役 員 等

第16条 (種別及び選任)

本会議所に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
 - (2) 副理事長 5 名以内
 - (3) 専務理事 1 名
 - (4) 常任理事 17 名以内
 - (5) 理事（理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を含む）35 名以内
 - (6) 監事 2 名又は 3 名
2. 役員は正会員のうちから、総会において選任する。
 3. 役員の選任方法については、別に定める。
 4. 監事は、理事を兼ねることはできない。

第17条（職 務）

- 理事長は、本会議所を代表し所務を総括する。
2. 副理事長は、理事長を補佐して所務を行い、あらかじめ定められた順序に従い理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を行う。
 3. 専務理事は、理事長を補佐して事務局を統括する。
 4. 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐して所務を分掌する。
 5. 理事は理事会を構成し、所務を分掌する。
 6. 監事は、民法第59条の職務を行う。

第18条（役員の任期）

- 役員の任期は、毎年 1 月 1 日から同年12月31日とし、再任されることができる。
2. 補欠又は増員により就任した役員の任期は、前項の規定に関わらず、他の役員の残任期間と同一とする。
 3. 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第19条（解 任）

役員に、本会議所の役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において正会員現在数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。

第20条（直前理事長）

- 本会議所に直前理事長を置く。
2. 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたる。
 3. 直前理事長は理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
 4. 直前理事長の任期は、1 年とする。

第21条（顧問）

- 本会議所は顧問若干人を置くことができる。
2. 顧問は、理事会の推薦により、正会員のうちから理事長が委嘱する。

3. 顧問は、本会議所の運営に関する事項について、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
4. 顧問の任期は、第18条第 1 項の規定を準用する。

第 4 章 会 議

第22条（種 別）

本会議所の会議は、総会、理事会及び常任理事会の 3 種とし、総会は、これを分けて定時総会及び臨時総会とする。

第23条（構 成）

- 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事、直前理事長及び顧問は、理事会に出席し、意見を述べるができる。
 3. 常任理事会は、理事長、副理事長、専務理事及び常任理事をもって構成する。ただし、当該年度内において、理事長が任命した場合は、他の理事の中からも構成員になることができる。

第24条（権 能）

- 総会は、この定款で規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画並びに収支予算の変更に関すること。
 - (2) 本会議所の運営に関する規則、規定の設定、変更及び廃止に関すること。
 - (3) その他重要な事項に関すること。
2. 理事会は、この定款で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 議会で議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他、総会の議決を要しない所務の執行に関すること。
3. 常任理事会は、理事会から付託された事項、並びに理事会に付議すべき事項を議決する。

第25条（開 催）

- 定時総会は、毎年 1 月、9 月及び12月に開催する。
2. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき
 - (2) 正会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して開催の請求があったとき
 3. 理事会は毎月 1 回開催する。ただし、次に掲げる場合には、随時開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事の 2 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して開催の

請求があったとき。

4. 常任理事会は、理事長が必要と認めたとき随時開催する。

第26条（招 集）

会議は、理事長が招集する。

2. 理事長は、前条第2項第2号の場合には、請求のあった日から20日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の場合には、請求のあった日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時場所を示して、会日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。
4. 理事会を招集するときは、理事に対して日時及び場所を示して、会日の5日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意があるときは、招集の手続きを省略することができる。

第27条（議 長）

会議の議長は、理事長がこれに当たる。

第28条（定足数）

会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第29条（議決権）

正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

第30条（議 決）

総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合においては、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2. 理事会及び常任理事会の議事は、それぞれ出席構成員の過半数の同意をもって決する。

第31条（議決権の代理行使）

やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において第28条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 理事会及び常任理事会においては、書面による表決及び代理人に表決を委任することはできない。

第32条（議事録）

会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の構成員の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会及び

常任理事会にあってはその理事会及び常任理事会に出席した理事の氏名

- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 会議の議事録には、議長のほか出席した構成員の中から、その会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 例会及び委員会

第33条（例会）

本会議所は、運営を円滑にし、その目的達成のため、毎月1回以上の例会を開く。

2. 例会の運営については、理事会において定める。

第34条（委員会の設置）

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査し、研究し、審議し、又は実施するために委員会を置く。

第35条（委員会の構成）

委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2. 委員長は、理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は、正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
3. 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、常任理事、監事、直前理事長及び顧問を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第6章 資産・会計及び管理

第36条（資産の構成）

本会議所の資産は、入会金、会費その他の収入をもって構成する。

第37条（資産の管理）

本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法はこの定款で別に定めるもののほか、理事会の決議による。

第38条（経費の支弁）

本会議所の経費は資産をもって支弁する。

第39条（会計区分）

本会議所の会計は、各事業年度毎に一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分する。

2. 一般会計は、通常事業遂行に関する収支を経理する。
3. 特別会計は、一般会計で処理することが不適当と認められる大規

模、もしくは特殊な事業に関する収支を事業別に経理する。

4. 基金会計は、基金となるべき収支により、積立てられた資産及び運用により取得した財産の管理運用を経理する。

第40条（事業計画及び予算）

理事長は、本会議所の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度開始前に総会の承認を得なければならない。

第41条（事業報告及び決算）

理事長は事業年度終了後速やかに、その年度に係る次の各号に掲げる書類を作成し、定時総会の会日の7日前までに監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 会計報告書（収支計算書、貸借対照表及び財産目録）
2. 前項の書類の提出を受けた監事は、厳正な監査を行い、意見書を作成し、すみやかに理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、前項の意見書を添えて、第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を求めなければならない。
4. 理事長は、定時総会終了後、遅滞なく第1項の書類を主務官庁及び社団法人日本青年会議所に提出しなければならない。

第42条（定款等の備置）

理事長は、定款、諸規則、会員名簿及び会議の議事録を常に事務所に備え置かなければならない。

第43条（事務局）

本会議所は、その事務を処理するため事務所の所在地に事務局を置く。

第7章 定款の変更及び解散

第44条（定款の変更）

この定款は、総会において正会員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ主務官庁の認可を得なければ変更することかできない。

第45条（解散及び残余財産の処分）

本会議所は、次の事由により解散する。

- (1) 目的たる事業の完了又はその成功の不能
- (2) 破産
- (3) 総会の決議
- (4) 正会員欠亡
2. 前項第3号により解散する場合には、正会員現在数の4分の3以上の同意を得なければならない。
3. 解散の時に存する残余財産は、総会の議決を経、かつ主務官庁の許可を得て、本会議所と類似の目的をもつ公益法人に寄付するもの

とする。

第46条（清算人）

本会議所の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

2. 清算人は、就任の日から6カ月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

第8章 雑 則

第47条（委任）

この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て定める。

附 則

本定款は昭和56年7月9日より施行する。

本定款は昭和60年1月1日より施行する。

本定款は主務官庁の認可の効力が生じた日より施行する。

（平成9年7月9日）